

特集

アルコール健康障害対策の推進

わが国にはこれまで、多岐にわたるアルコール関連問題への包括的な対策を定めた法律はありませんでしたが、世界保健機関総会における「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」の採択を契機にして法制定を求める動きが活発化し、2013年に「アルコール健康障害対策基本法」（以下、基本法）が制定されました。

基本法は超党派議員連盟による議員立法で、2014年6月に施行され、2016年5月には「アルコール健康障害対策推進基本計画」（以下、基本計画）が閣議決定されました。

基本法では、不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の対策に関して基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民などの責務が明示されました。基本計画は、2020年までのおおむね5年間を対象期間としており、基本的な考え方、取り組むべき重点課題、基本的施策などの5つの柱で構成されています。

お酒は生活に豊かさと潤いを与え、その伝統と文化は私たちの生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒によるアルコール健康障害は本人の健康の問題であるのみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などの様々な問題にも密接に関連し、家族や周囲の人たちへの深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる恐れがあります。このため、アルコール関連問題の解決には、行政、酒類製造・販売業者、教育関係者、保健・医療関係者、警察関係者等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。

今回、各都道府県におけるアルコール健康障害対策推進計画の策定を見据えて、わが国のアルコール関連問題の現状と今後の対策の進め方などを解説いただくべく、特集を企画しました。